

### 保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口:一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター】

 0570-022808

〈通話料有料〉 おかげ間違いにご注意ください。

【受付時間】 平日: 午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

### 政府労災未加入者契約 ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客様に安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客様のご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることをお客様ご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

#### 1. 保険商品の次の補償内容等が、お客様のご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容(保険金等の種類)、セットされる特約
- 保険期間
- 保険料・保険料払込方法
- 満期返りい金・契約者配当金がないこと

#### 2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。

内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)。

被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。

パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。

職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造作業者、漁業作業者、建設作業者(高所作業の有無を問いません。)、採鉱・採石作業者、自動車運転者(バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者)、農林業作業者

\*オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。

\*プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)の方等についてはお引き受けできません。

#### 3. お客様にとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

特に「注意喚起情報」には、「保険金等をお支払いできない主な場合」等お客様にとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

## 【お問い合わせ先】

### 一般社団法人 全国建設業労災互助会

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-7-1

ミツワ小川町ビル5階

TEL 03-3518-6551 FAX 03-3518-6585

(ホームページ)http://rousaigojyokai.or.jp/  
(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

〈取扱(幹事)代理店〉

### 緑富士株式会社

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-7-1

ミツワ小川町ビル7階

TEL 03-5244-5360 FAX 03-5577-2808

(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

〈引受(幹事)保険会社〉

### 損害保険ジャパン株式会社

団体・公務開発部第一課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL 03-3349-5401 FAX 03-6388-0160

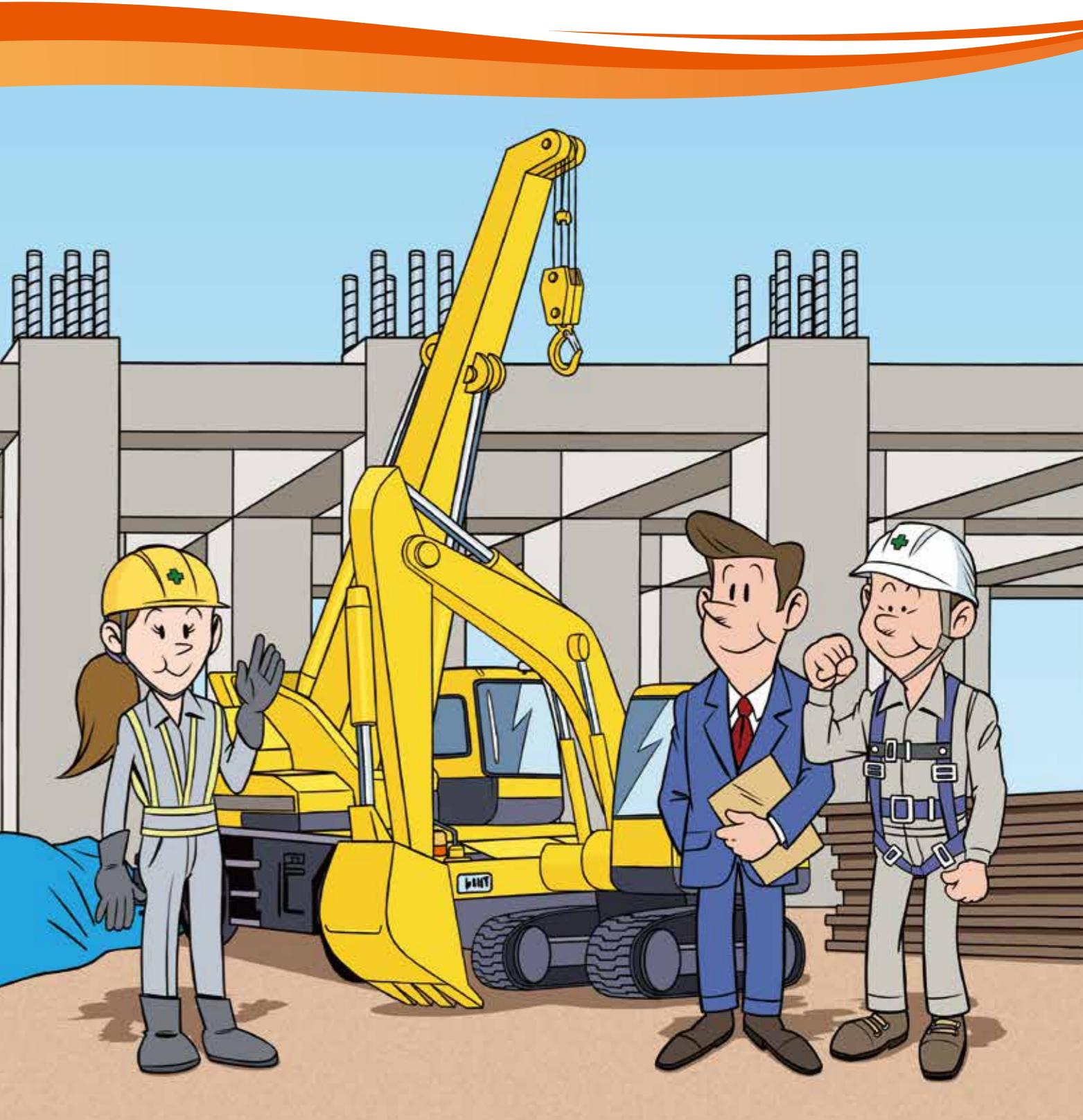
(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

●このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容については、全国建設業労災互助会、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

### 〈取扱代理店・メモ欄〉

# 建設業向け 補償制度 のご案内

建設業の皆さま方の安定経営をサポートします!



## 全国建設業労災互助会にお任せください! 会員の皆さま方の安定経営を しっかりサポートさせていただきます!

建設業における労働災害は、事業主の皆さまや、労働者の方々ならびに関係諸団体のたゆまない努力にもかかわらず、事業の特殊性から、いまだに事故発生率が高く、とくに死亡および重篤災害の発生は、残念ながら全産業中最多を占めている現状にあります。

一般社団法人 全国建設業労災互助会は、昭和54年に労働大臣の許可を得て、労働災害の補償等に関する調査研究事業および、政府労災保険の上積み補償制度など、建設業で働く方々の労働福祉の向上と建設業の発展に寄与することを目的に社団法人 全国建設業労災互助会として創設されました。その後、公益法人制度改革関連三法に基づき、平成25年10月1日をもって一般社団法人 全国建設業労災互助会(以下「労災互助会」といいます。)に移行しました。

労災互助会に入会いただきますと、次の「労働福祉事業」「補償制度事業」をご利用いただけます。

労災互助会への入会には、「会員入会申込書」によるお申し込みと「年会費」が必要となります。会員区分は「正会員」(年会費24,000円)と「賛助会員」(年会費2,400円)です。補償制度へのご加入時にお申し込みいただくことも可能です。

下記に該当する方は補償制度に  
ご加入いただけませんのでご注意ください。

- 建設業許可を取得されていない企業および個人事業主
- 建設業が主業でない企業および個人事業主
- 一人親方、同居の親族以外の正規従業員を雇用していない企業  
および個人事業主
- 解体工事を専門または主業とする企業および個人事業主

## 全国建設業労災互助会は、 事故を未然に防ぐ 「労働福祉事業」と 万一の事故に備える ための「補償制度事業」

2つの事業で建設業で  
働く皆さまを支えます。

### 補償制度事業の特色

幅広い!  
工事にともない発生する災害  
や事故による損害を幅広くカバーします!

割 安!  
団体のスケールメリットを活かし、個別に同種の補償(保険)に  
加入されるより割安な掛金となっています。

簡 単!  
年間包括契約により、個別工事  
ごとの通知が不要です。

安 心!  
損保ジャパンの保険金サービス  
課による迅速な対応。

NEW

■新労災(傷害プラン)補償制度  
入通院臨時費用補償特約を新  
しいオプションとして追加しま  
した。また、ご希望により年間包  
括契約方式において甲型JV(共  
同施工方式)を対象工事に含  
めることができます。

■第三者賠償補償制度  
受託者賠償特約を新しいオプ  
ションとして追加しました。

### 事業基盤強化

### 労働福祉事業

労働福祉を向上させる  
各種支援



### 調査研究事業

#### ◆調査研究会の開催

会員の円滑な事業運営や  
的確な労務管理の取組に  
役立つよう労災補償およ  
び労働安全衛生分野の有  
識者からなる調査研究会  
を開催しています。

### 支援事業

#### ◆労働災害防止活動 への助成

労働者の安全・安心を向  
上させる労働災害防止活  
動に対する助成を実施し  
ています。

#### ◆労災補償等のご相談 および顧問弁護士の紹介

労災事故に対する補償な  
どについてご相談、または  
必要に応じて顧問弁護士  
を紹介します。

#### ◆各種情報提供

労働福祉および事業運営  
に役立つ以下の情報を損  
保ジャパンと提携し提供  
しています。

##### 1. 就業規則等

社内規定診断等

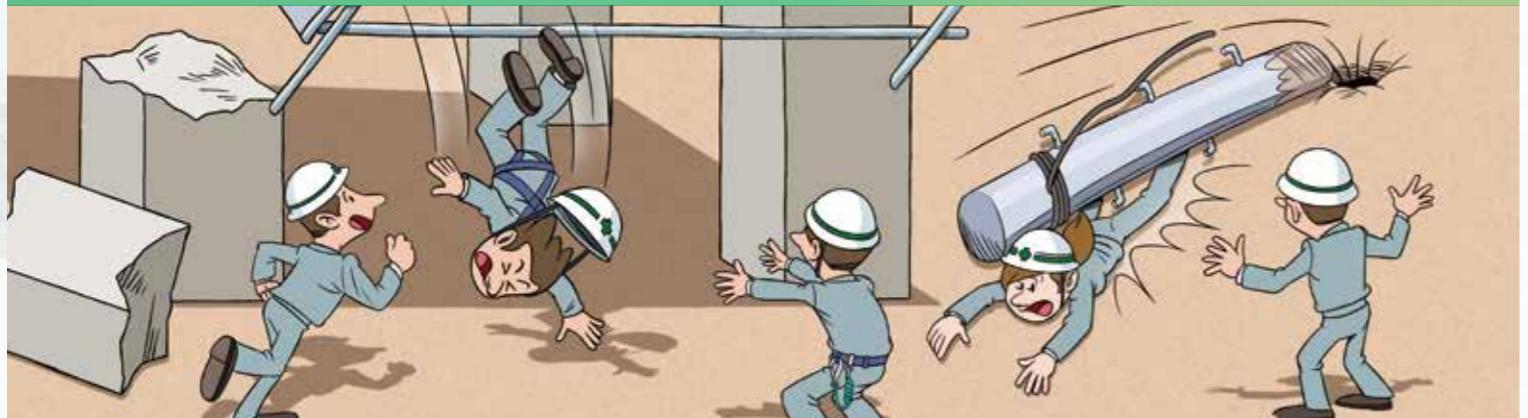
2. 助成金受給診断

3. 建設業向け

最新経営レポート提供

## 補償制度事業

- ・従業員や下請負人の皆さまがケガをするリスク
- ・労災訴訟に関するリスク



### ■新労災(傷害プラン) 補償制度

従業員や下請負人が業務中にケガなどを被った場合に、ご加入者が災害補償規定などに基づいて支出する補償金に対して保険金をお支払いします。また、万が一の労災訴訟により企業または役員の方が負担する損害賠償金および解決のために支出する費用をお支払いします。

## 主な特長

- 下請負人も補償対象
- 建設業以外の業務も補償対象
- スピーディな保険金支払い  
保険金は原則政府労災の認定を待たずにお支払い
- 経営事項審査の加点評価基準を充足する補償内容
- 幅広くかつ高額補償にも対応  
使用者賠償補償を基本補償に組み入れ、最大5億円を補償
- 業務中のケガなどによる公的医療保険制度の一部負担金等の入通院臨時費用を補償(オプション)

※詳細については、P5～8をご確認ください。

### ■労災上積み 補償制度

政府労災保険の給付対象となる業務災害または通勤災害に対し、政府労災保険の上積み補償として、給付金をご加入者を通じてその労働者またはご遺族にお支払いします。

## 主な特長

- 下請負人も補償対象
- 入院見舞金制度
- 経営事項審査の加点評価基準を充足する補償内容
- 福利厚生のさらなる充実

※詳細については、P9～12をご確認ください。

- 工事中に第三者への  
賠償責任が発生するリスク



### ■第三者賠償 補償制度

工事遂行中に生じた偶然な事故、または建設工事にかかる施設および昇降機に起因する事故によって、第三者の身体障害または財物損壊が発生した場合に、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

## 主な特長

- ワイドな補償、引渡し後も安心
- リース・レンタル建設用工作車(自走可能)の破損事故も安心
- 高額賠償にも安心
- 作業対象物も安心
- リース・レンタル建設用工作車(自走可能)以外の受託物も安心(オプション)

※詳細については、  
P13～18をご確認ください。

- 工事目的物が  
損傷するリスク



### ■建築・土木・組立工事 補償制度

工事中に工事場内で火災・落雷・台風などの不測かつ突発的な事故により工事対象物に生じた損害を補償します。

## 主な特長

- 外来的危険による損害も安心
- 工事場内外の仮設資材置き場・仮設倉庫も安心
- 運搬中も安心
- 支給材も安心

※詳細については、  
P19～20をご確認ください。

- 引渡し後に第三者への  
賠償責任が発生するリスク



### ■第三者賠償 補償制度

引渡し後に生じた偶然な事故によって、第三者の身体障害または財物損壊が発生した場合に、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

## 主な特長

- 引渡し後に、工事の結果に起因する事故により第三者の身体障害または財物損壊が発生し、法律上の賠償責任を負う場合、その原因となった工事の目的物自体の損壊による賠償事故を補償します。(オプション)
- 引渡し後に発生した急激かつ偶然な事故による、物理的損傷を伴わない他人の財物の使用不能損害を補償します(工事中の事故も含みます。)。(オプション)

※詳細については、  
P13～18をご確認ください。



**全国建設業労災互助会の補償制度は工事着工から引渡し後までトータルに補償します!**  
**団体のスケールメリットを活かし、個別に同種の補償(保険)に加入されるより割安な掛金となっています。**

# 新労災(傷害プラン)補償制度

(事業活動総合保険)

労働者の業務中の労働災害と労災訴訟によるご加入者の賠償責任を補償します。

## 基本補償

従業員や下請負人が業務中(出退勤途上を含みます。)にケガなどを被った場合、ご加入者が災害補償規定などに基づいて支出する補償金に対して保険金をお支払いします。また、万が一の労災訴訟により企業または役員の方が負担する、損害賠償金および解決のために支出する費用をお支払いする制度です。

法定外補償規定(以下、規定といいます。)に定める範囲内で保険金額を設定してください。

規定に定める補償額を超える保険金額に加入した場合でも規定の補償額を超える金額はお支払いできません。

### 従業員を守る補償

### 経営を守る補償

○死亡・後遺障害



○入院・手術補償  
○通院補償



○臨時費用  
(死亡・後遺障害)



○使用者賠償責任補償



## オプション

### 1.休業補償保険金支払特約

※詳細については、P7をご確認ください。

業務中のケガなどによる就業不能期間に対して休業損害を補償します。

### 2.天災危険補償特約

※詳細については、P8をご確認ください。

業務中(出退勤途上を含みます。)に地震もしくは噴火またはこれらの津波によって生じたケガについても補償します。



### 3.雇用慣行賠償責任補償特約

※詳細については、P8をご確認ください。

雇用上の差別、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントまたは不当解雇に起因してご加入者または役員、従業員が負担する損害賠償金など補償します。

### 4.入通院臨時費用補償特約

※詳細については、P8をご確認ください。

業務中のケガなどにより治療を要した場合で、公的医療保険制度の一部負担金や、医師の指示に基づく差額ベッド代・治療に関わる費用等を補償します。

## 4つの特長

### 特長 1

下請負人も補償対象  
建設業以外の業務も  
補償対象



貴社の役員、従業員に加え、下請負の方々を無記名で幅広く  
補償します。

### 特長 2

スピーディーな  
保険金支払い

保険金は原則、政府労災保険の認定を得たうえにお支払いします。  
※精神障害、脳・心疾患等は政府労災の給付が決定された場合にお支払いします。  
なお、使用者賠償責任補償については政府労災の決定を待つ場合があります。



### 特長 3

経営事項審査の加点評価  
基準を充足する補償内容

経営事項審査(W1)で15ポイントの加点が可能です。

- (※)加点ポイントは以下の①~③をみたす必要があります。  
①業務上災害と通勤災害のいずれも対象  
②従業員および下請負人の従業員すべて対象  
③死亡および後遺障害第1級~第7級まで対象



### 特長 4

幅広くかつ  
高額補償にも対応

ケガなどの補償だけでなく、うつ病による自殺や過労死等の新型労災の労災訴訟により貴社が負担する法律上の賠償責任(使用者賠償補償:最大5億円プラン)も補償します。



## 1. 契約方式と補償の対象となる業務等

契約方式	補償の対象となる業務等
年間包括契約方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご加入者のすべての業務</li> <li>対象となる工事:保険期間中にご加入者が行う元請工事および下請工事 (NEW)ご希望により甲型JV(共同施工方式)を対象工事に含めることができます。 乙型JV(分担施工方式)は対象工事に含みます。</li> </ul>

※甲型JV(共同施工方式)の補償に関する注意点は、P30「甲型JV(共同施工方式)を補償するには?」をご確認ください。

## 2. 補償の対象となる方(被保険者) ご加入者

※使用者賠償責任補償の被保険者はP7をご参照ください。

## 3. 補償の対象となる方(補償対象者) 次の方々が補償の対象となります(氏名を通知いただく必要はありません。)

補償対象者	補償対象	備考
従業員(家族従事者およびパート・アルバイトを含みます。)	○	
ご加入者役員/個人事業主本人	○	補償は以下①②のいずれかから選択できます。 ①24時間補償(業務中・業務外を問わず補償) ②業務中(出退勤途上を含みます。)
下請負人およびその構成員	○	下請負人とは、建設業法第2条第5項にいう、建設業者と締結された下請契約における下請負人およびその構成員をいい、数次の請負による場合の請負人も含みます。また、ご加入者が業務のために所有もしくは使用する施設内またはご加入者が直接業務を行う現場内において、ご加入者との契約に基づき、ご加入者の業務に従事する方(例:警備誘導員)、および派遣労働者も含みます。 ※下請契約はご加入者が「日本国内で行う業務にかかる下請契約」に限定されます。
出向者	○	ご加入者と雇用関係を結ぶ出向元の役職員や、ご加入者に出向してきており、雇用関係のない役職員を補償対象者の範囲に含めることができます。

特段の記載がない場合、補償は

「業務中(出退勤途上を含みます。)」となります。

自動的に補償対象となる方:○ 追加掛金をいただくことにより補償対象となる方:○

## 4. 基本補償の主な内容 各補償項目ごとに保険金額を設定してください。

従業員を守る補償 	死亡補償保険金	業務中にケガなどをされた日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合に、お支払いします。	1名あたり 500万円~5,000万円 (百万円単位)
	後遺障害補償保険金	業務中のケガなどをされた日からその日を含めて180日以内に後遺障害を被った場合にお支払します。 ※第1級から第3級の後遺障害は、死亡・後遺障害保険金額の100%	死亡・後遺障害保険金額に後遺障害の程度に応じた所定の割合(100%~42%)を乗じた額
経営を守る補償 	入院補償保険金	業務中にケガなどをされた日からその日を含めて180日以内の入院に対して、お支払いします。	日額 2,000円~10,000円 (千円単位)
	手術補償保険金	業務中にケガなどをされた日からその日を含めて180日以内の所定の手術に対してお支払いします。(1回の事故に対して1回の手術にかぎります)	入院中に手術を受けた場合→入院保険金日額の10倍 入院中以外で手術を受けた場合→入院保険金日額の 5倍
通院補償保険金	業務中にケガなどをされた日からその日を含めて180日以内の通院に対して、90日を限度にお支払いします。	日額 1,000円~6,000円 (千円単位) (ただし入院補償日額の2/3以下の金額)	
臨時費用保険金	ケガなどをされた日からその日を含めて180日以内に亡くなれたり、後遺障害が生じた場合に、貴社が臨時に負担された費用に対してお支払いします。	100万円限度	
使用者賠償責任保険	日本国内で従業員の方等が、業務に従事中の偶然な事故によりケガなどを被ったことについて、貴社または役員等が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。	1事故あたり 5億円/3億円/2億円 1億円/5,000万円/3,000万円/1,000万円	

(注)業務上のケガのほか、業務上の症状も含みます。

●保険金をお支払いする主な場合、お支払いできない主な場合はP21・P22をご確認ください。

●保険金の請求状況や、事故件数によってはご継続をお断りすることがあります。



# 労災上積み補償 制度

労働者の労災事故を補償します。

## 基本補償

被用者が被った業務上災害(通勤途上災害を含みます。)に対し、ご加入者が被災した被用者または、その遺族に政府労災保険の上乗せとして支給する補償金を給付金(※)としてご加入者にお支払いする制度です。

(※)お支払いする保険金を本制度では給付金といいます。

法定外補償規定(以下、規定)を定めているか必ずお申し出ください。定めている場合は既定に定める補償額の範囲内で死亡・後遺障害給付金および休業補償給付金の給付金額を設定してください。規定の補償額を超える給付金額に加入した場合でも規定の補償額を超える金額をお支払いできません。

 従業員を守る補償

 経営を守る補償

○死亡・後遺障害



労災互助会オリジナル  
○入院見舞金



○災害付帯費用



○事故解決費用等支援  
(使用者賠償責任)

(労働災害総合保険、傷害総合保険、入院見舞金制度)

労災上積み補償制度は、損保ジャパンの労働災害総合保険と傷害総合保険および労災互助会の入院見舞金制度を組み合わせた制度です。



## オプション

### 1. 政府労災保険特別加入者契約

※詳細については、P11をご確認ください。

### 2. 政府労災保険未加入者契約

ご加入者の政府労災保険特別加入者、ご加入者および下請負人の政府労災未加入者を補償対象者に含めることができます。



### 3. 休業補償特約

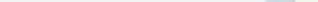
※詳細については、P12をご確認ください。

業務上災害(通勤途上災害を含みます。)による就業不能期間に  
対して休業損害を補償します。

### 4. 使用者賠償責任(有期事業)

※詳細については、P12をご確認ください。

業務上災害(有期事業)により、ご加入者が負担する損害賠償金および  
解決のために支出する費用をお支払いします。



## 4つの特長

### 特長 1

#### 下請負人も補償対象

貴社の全従業員に加え、貴社下請負人の従業員を補償します。



### 特長 2

#### 入院見舞金制度

労災互助会独自の制度により  
労災事故による5日以上の入院  
に対して入院見舞金をお支払いします。



### 特長 3

#### 経営事項審査の加点評価基準を充足する補償内容

経営事項審査(W1)で15ポイントの加点が可能です。

(※)加点ポイントは以下の①~③をみたす必要があります。  
①業務上災害と通勤災害のいずれも対象  
②従業員および下請負人の従業員をすべて対象  
③死亡および後遺障害第1級~第7級まで対象



### 特長 4

#### 福利厚生のさらなる充実

政府労災保険給付の上乗せ補償として、給付金を貴社を通して被災者または被災者のご遺族にお支払いします。



## 1. 契約方式と補償の対象となる工事

契約方式	補償の対象となる工事
(1) 年間包括契約方式	ご加入者(被保険者)が保険期間中に日本国内で施工するすべての工事(元請・下請工事)および単独の除雪・除草作業 ・甲型JV(共同施工方式)は、原則として除きます(甲型JVの前年実績がある場合は、ご希望により覚書等を締結し、年間包括契約方式に含めて加入することもできます。ただし甲型JV型スポット契約方式とは補償範囲が異なりますのでご注意ください。) ・乙型JV(分担施工方式)は年間包括契約方式の対象工事に含みます。
(2) 甲型JVスポット契約方式	ご加入者(被保険者)が日本国内で施工する甲型JV(共同施工方式)
(3) 下請協力会方式	ご加入者(被保険者)が保険期間中に日本国内で施工する特定元請会社の下請工事および単独の除雪・除草作業

※甲型JV(共同施工方式)の補償に関する注意点は、P30「甲型JV(共同施工方式)を補償するには?」をご確認ください。

## 2. 補償の対象となる方(被保険者)

### ご加入者

## 3. 補償対象となる被用者の範囲(基本契約)

有期事業	政府労災保険(有期事業)に加入しているご加入者と下請負人の労働者全員および下請負人の政府労災保険特別加入者 [右表 A・B・D]
継続事業	政府労災保険(継続事業)に加入しているご加入者の労働者全員(労働保険概算確定保険料申告書の事業種類番号と常時使用労働者数による申込みが必要です。) [右表 F] 継続事業のみを補償対象とする契約はできません。

「下請負人の範囲」ご加入者(被保険者)が日本国内で施工する工事にかかる下請負契約における請負人(数次の請負による場合のすべての請負人を含みます。)をいいます。

ご加入者	有期事業		継続事業	
	社長・役員	従業員	下請負人	一人親方
C	政府労災保険に特別加入している <b>P11</b> 政府労災保険特別加入者契約(オプション)	G	政府労災保険に特別加入している <b>P11</b> 政府労災保険特別加入者契約(オプション)	
E	政府労災保険に特別加入していない <b>P11</b> 政府労災保険未加入者契約(オプション)	H	政府労災保険に特別加入していない <b>P11</b> 政府労災保険未加入者契約(オプション)	
A	政府労災保険加入者	F	政府労災保険加入者	
D	政府労災保険に特別加入している	A	ご加入者の従業員 (アルバイトやパートタイマー等の臨時雇を含みます。)	
E	政府労災保険に特別加入していない <b>P11</b> 政府労災保険未加入者契約(オプション)	B	ご加入者の下請負人の従業員	
B	政府労災保険加入者	C	ご加入者の政府労災保険特別加入者	
D	政府労災保険に特別加入している	D	ご加入者の下請負人の政府労災保険特別加入者	
E	政府労災保険に特別加入していない <b>P11</b> 政府労災保険未加入者契約(オプション)	E	ご加入者の政府労災保険未加入者 (アルバイトやパートタイマー等の臨時雇を含みます。)	

- ・継続事業のみを補償の対象とする契約はできません。
- ・ご希望により海外派遣者(第3種特別加入者)も補償の対象となる被用者に含めることができます(フリープランによる設計となります。)。
- 給付金をお支払いする主な場合、お支払いできない主な場合はP23~24をご確認ください。
- 給付金の請求状況や、事故件数によっては契約のご継続をお断りすることがあります。



# 第三者賠償補償 制度

建設工事に伴って生じる不測の事故による、賠償事故を補償します。

## 基本補償

工事遂行中および引渡し後に生じた偶然な事故、また建設工事にかかわる施設および昇降機に起因する事故によって、第三者の身体障害または財物損壊が発生した場合に、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

### 経営を守る補償

○請負業者賠償責任 + ○生産物賠償責任 + ○施設所有管理者賠償責任 + ○昇降機賠償責任



## オプション

### 1. 地盤崩壊危険担保特約

※詳細については、P15をご確認ください。  
地下工事、基礎工事、土地の掘削工事に伴う地盤崩壊による賠償事故を補償します。



### 2. ワイド補償特約

※詳細については、P16をご確認ください。  
生産物自体・業務目的物自体の補償を中心にパッケージ化した補償です。

### 3. 受託者賠償特約

※詳細については、P17・18をご確認ください。  
第三者から預かった物(受託物)における賠償事故を補償します。  
※受託者賠償特約をセットした場合、交差責任担保追加条項(FULL-WAY)が自動セットされます。



## 4つの特長

### 特長 1

#### ワイドな補償、引き渡し後も安心

基本契約に生産物特約や施設所有管理者特約がセットされているので、工事遂行中のみならず工事終了後(引き渡し後)の事故などリスクを幅広く補償します。オプションで受託者賠償特約をセットすることも可能です。



### 特長 2

#### リース・レンタル建設用工作車(自走可能)の破損事故も安心

リース・レンタルした自走可能な建設用工作車を損壊させたことによる賠償責任を財物保険金額を上限に補償します。



### 特長 3

#### 高額賠償にも安心

標準プランを中心とし、最大10億円まで賠償責任を補償するプランをご用意しています。



### 特長 4

#### 作業対象物も安心

工事中に作業対象物を損壊させたことによる賠償責任も補償します。(設置工事の目的物等は補償対象外です。)



## 1. 契約方式と補償の対象となる工事

契約方式	補償の対象となる工事
(1) 年間包括契約方式	ご加入者(被保険者)が保険期間中に日本国内で施工するすべての工事(元請・下請工事)および単独の除雪・除草作業 ・甲型JV(共同施工方式)は、原則として除きます(甲型JVの前年実績がある場合は、ご希望により覚書等を締結し、年間包括契約方式に含めて加入することもできます。ただし甲型JV型スポット契約方式とは補償範囲が異なりますのでご注意ください。) ・乙型JV(分担施工方式)は年間包括契約方式の対象工事に含みます。 ・ご希望により対象工事を元請工事のみとすることも可能です。
(2) 甲型JVスポット契約方式	ご加入者(被保険者)が日本国内で施工する甲型JV(共同施工方式)

※甲型JV(共同施工方式)の補償に関する注意点は、P30「甲型JV(共同施工方式)を補償するには?」をご確認ください。

## 2. 補償の対象となる方(被保険者)

- ・ご加入者
  - ・ご加入者の役員および使用者
  - ・ご加入者の下請負人
  - ・ご加入者の下請負人の役員および使用者
  - ・発注者
- ※ご加入者が下請負人である場合、ご加入者の下請負人(孫請負人等)は被保険者に含まれますが元請負人や元請負人の他の下請負人は被保険者に含まれません。  
※被保険者相互間(発注者⇒請負業者グループ)の賠償責任も補償します。  
※発注者は請負業者特約のみで被保険者となります。

【下請負人の範囲】ご加入者(被保険者)が日本国内で施工する工事にかかる下請負契約における請負人(数次の請負による場合のすべての請負人を含みます。)をいいます。

## 3. 基本補償の主な内容

(1) 補償内容と保険金額等		標準プラン	1億円プラン	2億円プラン	3億円プラン	5億円プラン	10億円プラン
身体賠償	1名につき	2億円	1億円	2億円	3億円	5億円	10億円
	1事故につき	5億円	1億円	2億円	3億円	5億円	10億円
財物賠償	1事故につき	1億円	1億円	2億円	3億円	5億円	10億円
<b>改定</b> 自己負担額							身体賠償・財物賠償それぞれにおいて1事故につき5万円が自己負担となります。 (損害額が5万円を超えた場合に超過額がお支払の対象となります。)
第三者死亡時費用見舞給付金		1名につき	30万円	保険期間中	300万円		

引渡し後に生じた工事に起因する事故については保険期間を通じて身体・財物の1事故についての保険金額がお支払いする保険金の限度となります。  
※保険期間中に何回事故が発生しても、その都度上記を限度としてお支払いします(第三者死亡時費用見舞給付金は、保険期間中300万円が限度となります。)  
※被害者にも過失がある場合は、その過失分を差し引いた損害賠償責任額に対し保険金をお支払いします(第三者死亡時費用見舞給付金を除きます。)

### (2) お支払いする保険金

①損害防止費用	ご加入者(被保険者)が損害の発生や拡大を防止した際に支出した費用
②緊急措置費用	損害の発生や拡大の防止の手段を講じたあとに賠償責任がないことが判明した場合であっても被害者に対する応急手当、緊急処置のために出した費用
③権利保全行使費用	ご加入者(被保険者)が第三者に損害賠償の請求を行える場合に、その権利を保全・行使するために支出した費用
④争訟費用	ご加入者(被保険者)が事前に損保ジャパンの承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用
⑤協力費用	ご加入者(被保険者)が損害賠償請求を受け、損保ジャパンが必要に応じてご加入者(被保険者)の代わりに解決に向けた対応を行う場合にご加入者(被保険者)が損保ジャパンに協力するために支出した費用
⑥損害賠償金	被害者に支払うべき法理上の損害賠償金(身体賠償事故の場合)治療費、医療費、慰謝料など(財物賠償事故の場合)修理費、再調達に要する費用など(※)※その損害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いたします。 ご加入者(被保険者)が損害賠償金を支払うことによって代位取得するものがある場合はその価額を除きます。また法律上の賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金はお支払いの対象となりません。

●保険金をお支払いする主要な場合、お支払いできない主要な場合はP25~28をご確認ください。

●保険金の請求状況や、事故件数によってはご継続をお断りすることがあります。



## オプション

### オプション 1 地盤崩壊危険担保特約

基本契約で補償対象外となる地下工事、基礎工事、掘削工事に伴う地盤崩壊による賠償事故を補償します。

・保険期間の中途でのご加入はできません。



ご加入者(被保険者)が行う地下工事、基礎工事または、土地の掘削工事に伴う次のいずれかに該当する場合にご加入者(被保険者)が被る損害に対して保険金をお支払いします。

- ・土地の沈下、隆起、移動、振動もしくは土砂崩れに起因する土地の工作物、その収容物もしくは付属物、植物または土地の損壊
- ・土地の軟弱化または土砂の流出もしくは流入に起因する地上の構築物(基礎および付属物を含みます。)その収容物もしくは土地の損壊

#### (1) 対象となる主な工事、対象とならない主な工事

対象となる主な工事
ビル工事・機械、装置、鋼構造物の据付または組立工事・道路工事・鉄道工事・橋梁工事・トンネル工事(沈埋トンネル工事を除きます。)・地下鉄工事・上下水道工事・地下街、地下駐車場等の大規模掘削工事・土地造成工事・河川工事(漁業権侵害、滅失、き損もしくは汚損に起因する損害を除きます。)
対象とならない主な工事
ダム工事・砂防工事・海岸工事・港湾工事・沈埋トンネル工事・埋立工事
など

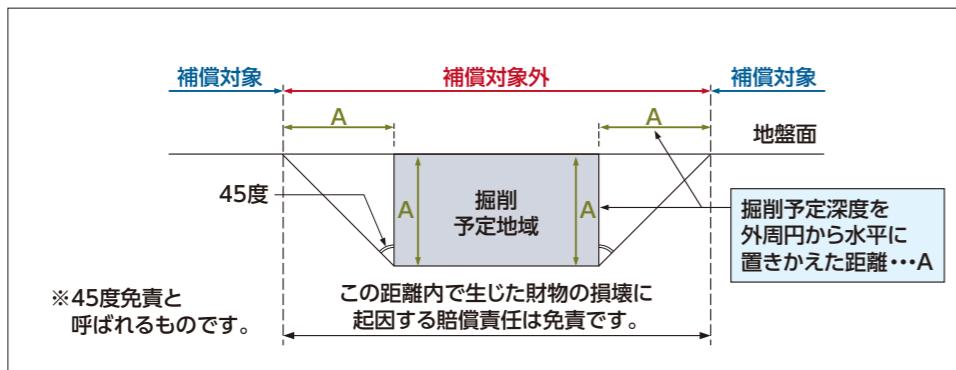
#### (2) お支払い限度額と自己負担額

お支払限度額
1事故・1工事につき 2,000万円 保険期間中につき 4,000万円
自己負担額
1事故につき5万円は自己負担となります。(損害額が5万円を超えた場合に超過額がお支払の対象となります。)

#### (3) 45度免責などについて

##### ①シールド工法によらない場合

地盤の崩壊に起因した掘削予定地域の外周線より掘削予定深度を水平に置き換えた距離内で生じた財物の損壊にかかる賠償責任はお支払いの対象外となります。



##### ②シールド工法による場合

地盤の崩壊に起因して掘削予定地域内またはその上下の地域内で生じた財物の損壊にかかる賠償責任  
※保険金をお支払いできない主な場合をP27に記載していますのでご加入前に必ずご確認ください。

### オプション 2 ワイド補償特約

ワイド補償特約は、(1)生産物自体・仕事の目的物自体の補償 (2)工事遅延損害の補償 (3)データの損壊の補償 (4)物理的損傷を伴わない財物の使用不能損害の補償をパッケージ化した補償です。

・保険期間の中途でのご加入はできません。

#### (1) 生産物自体・仕事の目的物自体の補償

工事の結果に起因する事故により、第三者の身体障害または財物損壊が発生し、基本契約での保険金が支払われる場合に、その原因となった工事の目的物自体の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

お支払限度額	1事故につき 500万円 保険期間中につき 500万円
改定 自己負担額	1事故につき5万円は自己負担となります。 (基本補償の損害額と合算して5万円を超えた場合に超過額がお支払の対象となります。)

【お支払例】ビルを建設し引渡しも完了したが、施工ミスにより外壁が崩れて通行人にあたり、重傷となってしまった。当該建設業者は、通行人への賠償金とともに、施工主より壁の修理費用を請求された。



#### (2) 工事遅延損害の補償

工事中に補償対象となる事故が発生して、補償の対象となる方(被保険者)に対して保険金が支払われる場合で、さらに、その工事が履行期日より16日以上遅延した場合の損害を補償します。  
※ご加入者(記名被保険者)が単独で元請負人となる工事に限ります。

お支払限度額	1事故につき 500万円 (遅延損害賠償金または500万円のいずれか低い額が限度となります。)
改定 自己負担額	1事故につき5万円は自己負担となります。 (基本補償の損害額と合算して5万円を超えた場合に超過額がお支払の対象となります。)

【お支払例】工事の履行期日が間近となり、急ピッチで工事を進めていたところ大きな事故を起こしたため、結果として履行期日から10日も遅れてしまい、発注者から工事遅延による損害賠償請求をされた。



#### (3) データの損壊の補償

電子データ、データベース、ソフトウェア、プログラムなどの情報メディアが消失・欠損してしまった場合に、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

お支払限度額	1事故につき 500万円
改定 自己負担額	1事故につき5万円は自己負担となります。 (損害額が5万円を超えた場合に超過額がお支払の対象となります。)

【お支払例】工事中に階下に漏水事故を起こし、階下のコンピューターのプログラムを消失してしまい被害者からプログラム復旧について賠償請求をされた。



#### (4) 物理的損壊を伴わない財物の使用不能損害の補償

工事中または引渡し後に発生した急激かつ偶然な事故による、物理的損傷を伴わない他人の財物の使用不能損害を補償します。

お支払限度額	1事故につき 500万円 保険期間中につき 500万円
改定 自己負担額	1事故につき5万円は自己負担となります。 (損害額が5万円を超えた場合に超過額がお支払の対象となります。)

【お支払例】クレーンが倒れて、隣接しているレストランの入口をぶさいだ。休業を余儀なくされたレストランから休業損害の賠償請求をされた。



## NEW オプション 3 受託者賠償特約

ご加入者(記名被保険者)が第三者から預かった物(受託物)を使用、保管または管理している間に、火災、取り扱いの不注意などにより壊したり、汚したり、盗まれたりしたことにより、受託物に対し正当な権利を有する者に対し、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

・保険期間の中途でのご加入はできません。



### (1) 保険の対象

対象となる物
ご加入者(記名被保険者)が第三者から預かった物(受託物)
対象とならない物
土地(地盤、土木建造物を含む。)、建物、動物・植物等の生物、所有権留保条項付売買契約に基づいて被保険者が購入したものなど

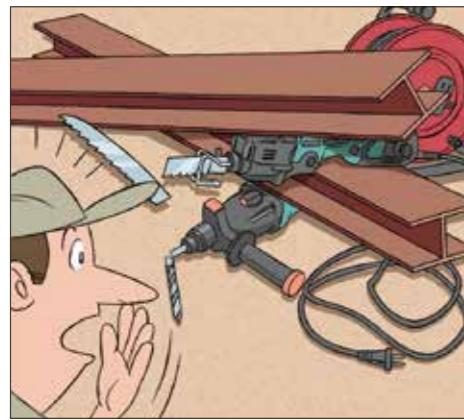
### (2) お支払い限度額と自己負担額

お支払限度額
保険期間中につき 100万円
自己負担額
1事故につき5万円は自己負担となります。 (損害額が5万円を超えた場合に超過額がお支払の対象となります。)

### (3) 補償の対象となる方(被保険者)

- ・ご加入者
- ・ご加入者の役員および使用人

### (4) お支払例



工事現場内で、建築工事のために借用した建設用機械を壊してしまった。



借用した敷設板を倉庫で保管中に盗難にあってしまった。

オプション3にご加入された場合、請負業者賠償責任保険部分の被保険者間の交差責任に関する補償範囲を拡大します。

### NEW 【オプション3にご加入された場合】

交差責任担保追加条項(FULL-WAY)がセットされます。

○…補償の対象 ×…補償の対象外

		ご加入者が元請の場合		ご加入者が下請Aの場合	
加害者	被害者	身体障害	財物損壊	身体障害	財物損壊
発注者	元請	○	×	○	○
発注者	下請A	○	○ <sup>(注)</sup>	○	×
元請	発注者	○	○ <sup>(注)</sup>	×	×
下請(下請A)	発注者	○	○ <sup>(注)</sup>	○	○ <sup>(注)</sup>
元請	下請	×	○ <sup>(注)</sup>	×	×
下請(下請A)	元請	×	×	○	○
下請A	下請B	×	○ <sup>(注)</sup>	○	○

(注)被害者の受託財物のうち、支給財物および記名被保険者の管理財物は補償の対象外となります。  
ただし、作業対象物は基本補償の財物の保険金額限度に補償の対象となります。

\*ご加入者(記名被保険者)の役員・使用人における補償範囲は上記と異なる場合があります。

### 【オプション3にご加入されない場合】

交差責任担保追加条項(BOTH-WAY)がセットされます。

○…補償の対象 ×…補償の対象外

		ご加入者が元請の場合		ご加入者が下請Aの場合	
加害者	被害者	身体障害	財物損壊	身体障害	財物損壊
発注者	元請	○	×	○	○
発注者	下請A	○	○ <sup>(注)</sup>	○	×
元請	発注者	○	○ <sup>(注)</sup>	×	×
下請(下請A)	発注者	○	○ <sup>(注)</sup>	○	○ <sup>(注)</sup>
元請	下請	×	×	×	×
下請(下請A)	元請	×	×	○	○
下請A	下請B	×	×	○	○

(注)被害者の受託財物のうち、支給財物および記名被保険者の管理財物は補償の対象外となります。  
ただし、作業対象物は基本補償の財物の保険金額限度に補償の対象となります。

\*ご加入者(記名被保険者)の役員・使用人における補償範囲は上記と異なる場合があります。



# 保険金等をお支払いする主な場合・お支払いできない主な場合

加入証明書に表示された補償内容等がお支払いの対象となります。

## ◎新労災(傷害プラン)補償制度(事業活動総合保険)

### 1 保険金をお支払いする主な場合

補償対象者が貴社の業務中(出退勤途上を含みます。)に偶然な事故によりケガなどをされた場合に、次の(1)または(2)を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

- (1)貴社が災害補償規定などに基づき補償対象者やその遺族に対して給付する補償金
- (2)葬儀費用、香典、救援者費用、代替者の求人に関する費用など臨時に支出する費用

保険金の種類	お支払いする保険金の内容
①死亡補償保険金(注1)	業務中のケガなど(注2)により、事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合、死亡・後遺障害保険金額を限度にお支払いします。
②後遺障害補償保険金	業務中のケガなど(注2)により、事故発生日からその日を含めて180日以内に第1級から第14級の後遺障害を被った場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の100%~4%を限度にお支払いします。 ※第1級から第3級の後遺障害は、死亡・後遺障害保険金額の100%を限度にお支払いします。
【ご注意】	後遺障害補償保険金支払割合変更特約(第1級~第7級限定型)をセットした場合には、第1級から第7級の後遺障害が生じたときに、死亡・後遺障害保険金額の100%~42%を限度にお支払いします。ただし、第1級から第7級に該当しない場合でも1回の事故で第8級に該当する後遺障害が2種類以上あるときには、保険金をお支払いします。
③入院補償保険金	業務中のケガなど(注2)により入院された場合、事故発生日からその日を含めて180日以内の入院に対し、入院日数1につき入院保険金日額を限度にお支払いします。
④手術補償保険金	業務中のケガなど(注2)により、治療のため事故発生日からその日を含めて180日以内に所定の手術を受けられた場合、入院中に受けられた手術のときは入院保険金日額を10倍した額、外来で受けられた手術のときは入院保険金日額を5倍した額をお支払いします。ただし、1回の事故につき1回の手術にかぎります。
⑤通院補償保険金	業務中のケガなど(注2)により医師の治療を受けたとき、通院日数(往診日数も含みます。)1につき、90日を限度として通院保険金日額を限度にお支払いします。ただし、事故発生日からその日を含めて180日以内の通院が対象となります。また、実際に通院されない場合であっても、骨折、脱臼、じん帯損傷などのケガをされた部位を固定するために医師の指示によりギプスなどを常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 【ご注意】次のような通院は、通院補償保険金のお支払いの対象とはなりません。 〔薬剤、診断書、医療器具の受領などを目的とした医師による治療を伴わない通院〕
⑥臨時費用保険金	次のア.またはイ.の費用をお支払いします。 ア.業務中のケガなどにより事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合または後遺障害を被った場合に、貴社が臨時に負担された費用(注3)に対して、100万円を限度にお支払いします。 イ.ア.以外の事由により亡くなられた場合は、貴社が臨時に負担された費用(注3)に対して、10万円を限度にお支払いします(注4)。

※貴社は受領した保険金の全額を、補償対象者またはその遺族に支払わなければなりません。受領した保険金のうち補償対象者またはその遺族に支払われなかった部分は保険会社に返還しなければなりません。

※ケガをされた時に、すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、または、ケガをされた後にその原因となった事故と関係なく発生した別のケガや病気の影響によって、ケガの程度が重くなったときや治療期間が長くなったり、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

(注1)すでに支払った後遺障害補償保険金がある場合は、その金額を差し引いた金額を限度にお支払いします。

(注2)業務外のケガも対象とすることができます(貴社役員、個人事業主のみ)。

(注3)葬儀費用、香典、救援者費用、代替者の求人に関する費用など、事故発生日(亡くなられた日)からその日を含めて180日以内に支出した費用にかぎります。

(注4)貴社の役員／個人事業主本人、従業員、出向者が補償対象となります。

### 2 保険金をお支払いできない主な場合

#### ■保険金の種類①から⑥共通の事由

- ご加入者または被保険者の故意 ●補償対象者の故意または重大な過失 ●補償対象者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為によるケガなど
- 補償対象者の無免許運転、酒気帯び運転をしている間のケガなど ●地震、噴火、津波、戦争、核燃料物質によるケガなど(「天災危険補償特約」をセットされた場合、地震、噴火またはこれらによる津波に起因して生じたケガなどによる損害を補償します。) ●石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性 ●補償対象者が山岳登攀(ピッケルなど登山用具を使用するもの)、ボブルー、スカイダイビングなどに搭乗その他これらに類する危険なスポーツを行っている間のケガなど ●補償対象者に対する刑の執行 ●補償対象者が道路以外の場所で行う自動車、バイクなどによる競技、競争、興行中のケガなど ●補償対象者が航空機(航空運送事業者の路線便を除きます。)を操縦中のケガなど

#### 用語の説明

用語	説明
業務中	業務に従事している間をいい、出退勤途上を含みます。ただし、下請負人およびその構成員の場合は、貴社が行う職務等に基づく業務に従事している間にかぎります。
虚血性心疾患など	心筋梗塞、狭心症、心停止(注)または解離性大静脈瘤などをいいます。(注)心臓性突然死を含みます。
ケガ	身体の傷害をいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急速に生ずる中毒症状を含みます。
ケガなど	ケガおよび業務上の症状をいいます。
業務上の症状	偶然かつ外来によるもの、労働環境に起因するもの、その原因の発生が時間的および場所的に確認できるもののすべてを満たすものにかぎります。具体的には熱中症、しもやけ、潜水病などが該当します。
精神障害	「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中の分類番号F00からF99に規定されたものをいいます。
脳血管疾患	脳内出血(脳出血)、くも膜下出血、脳梗塞、または高血圧性脳症などをいいます。
補償金	名称を問わず、災害補償規程などにより貴社が法定外補償として補償対象者またはその遺族に支払う補償金、見舞金、弔慰金などをいいます。







## ◎建築・土木・組立工事補償制度(建設工事保険各種付帯)

### 1 保険金をお支払いする主な場合

工事中に工事場内で火災、落雷、台風などの不測かつ突発的な事故により工事対象物(保険の対象となる物)に生じた損害に対して保険金をお支払いします。

#### ① 外来の危険による損害

- ・台風、暴風、落雷・水災・雪災等の自然災害
- ・自動車、航空機の衝突
- ・盗難、放火、いたずら

#### ② 工事に伴う危険による損害

- ・火災、爆発
- ・地盤沈下、地滑り、土砂崩壊
- ・施工ミスにより発生した損害(ただし、施工ミスそのものの復旧費用を除きます。)
- など

さらに、保険の目的である工事用材料および工事用仮設材については、資材置場等から工事現場までの工事施工者(ご加入者)による運搬中および工事現場における輸送機関からの荷卸中に生じた損害も対象となります。

### 2 保険金をお支払いできない主な場合

#### ■対象とならない工事

- ①工事で請負金額が30億円を超える工事
- ②発電用プラント(火力・原子力・水力・風力等)
- ③最大出力5メガワット超の太陽光発電所(建物の屋根、屋上に設置するものを除きます)
- ④原子力発電所内の物件
- ⑤電力ケーブル(埋設・架空・海底を問いません。架空送電線、光ファイバーケーブルを除きます)
- ⑥石油精製・石油化学
- ⑦海洋リスク物件(海底パイプライン、海底ケーブル等)
- ⑧鉱業の地下設備
- ⑨ガスタービン発電機
- ⑩解体、撤去、分解、浚渫または取片付け工事のみを施工する工事(解体、撤去、分解、または取片付け工事は、建物の建築・増築に付随して行われる場合でも対象工事とはなりません。)
- ⑪工事請負契約に基づかない、もしくは工事請負契約書がない工事

#### ■建築工事・設備工事・土木工事共通

- ①保険契約者もしくは被保険者または工事現場責任者の故意もしくは重大な過失または法令違反により生じた損害
- ②戦争、外国の武力行使などその他これらに類似の事変または暴動により生じた損害
- ③官公庁による差押え、徴発、没収または破壊により生じた損害
- ④地震もしくは噴火またはこれらによる津波により生じた損害
- ⑤核燃料物質(使用済燃料を含みます。)などの有害な特性またはこれらの特性による事故、およびその他の放射線照射もしくは放射能汚染により生じた損害
- ⑥残材調査の際に発見された紛失または不足の損害
- ⑦工事対象物が保険加入証明書記載の工事以外の用途に使用された場合において、その使用によって使用部分に火災、破裂または爆発以外の原因により生じた損害
- ⑧工事対象物の性質もしくは欠陥またはその自然の消耗もしくは劣化
- ⑨工事対象物の設計、施工、材質または製作の欠陥を除去するための費用
- ⑩風、雨、雹もしくは砂塵その他これらに類するものの吹込みまたはこれらのものの漏入により生じた損害
- ⑪損害発生後30日以内に知ることができなかった盗難の損害
- ⑫矢板・くい・H形鋼などの打込みもしくは引抜きの際に生じた曲損もしくは破損または引抜き不能の損害
- ⑬湧水の止水または排水費用
- など

#### ■土木工事の場合、次の損害または費用をお支払いできません

- ①土木工事の設計、施工、材質または製作の欠陥により、その工事対象物部分に生じた損害
- ②不発爆弾または機雷により生じた損害
- ③土砂の圧密沈下のため追加して行なった埋立、盛土または整地工事の費用
- ④掘削工事にともなう余掘りまたは肌落ちの損害
- ⑤浚渫部または再浚渫部に生じた損害または費用
- ⑥捨石、被覆石、消波ブロックなどの洗掘、沈下または移動により生じた損害
- ⑦矢板、杭、H形鋼、地中壁などの継目から土砂、水または土砂水が流入した場合の排土・排水費用、清掃費用またはこれらのものの流入を防止するために要する費用
- ⑧基礎、支持地盤などの支持力不足に起因して沈下した工事対象物の位置の矯正に要する費用
- ⑨コンクリート部分のひび割れの損害
- ⑩支保工建込み後に土圧により生じた支保工、掛矢板などの変形、歪み等の損害
- ⑪土捨場または土取場における土砂崩壊により生じた損害
- ⑫切土・盛土面、整地面または自然面の肌落ちもしくは浸食の損害
- ⑬芝、樹木その他の植物の枯死
- ⑭排水溝、暗渠、埋設管、排水路、調整池、沈砂池などに流入した土砂、水、岩石、草木などを除去する費用
- ⑮舗装工事などの工事における仕上げ表面の波状変形、剥離、ひび割れなどの損害
- ⑯海水のたまりを除去する費用
- など

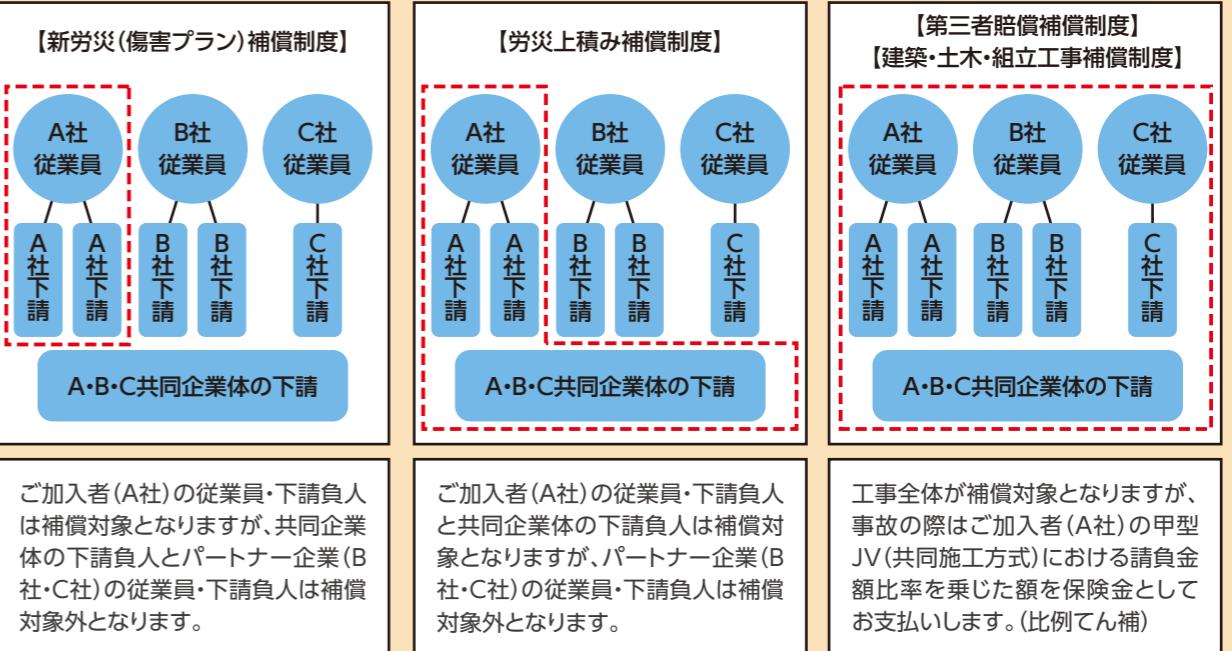
## 甲型JV(共同施工方式)を補償するには?

### ① 年間包括契約方式で甲型JVを補償する場合…

ご加入者の年間包括契約を「甲型JVを含む」としている場合であっても工事全体が完全に補償されるわけではないのでご注意ください。

A・B・C共同企業体において、ご加入者(A社)の年間包括契約を「甲型JVを含む」としている場合の補償

#### 補償対象となる範囲



おすすめ

### ② 甲型JVスポット契約方式で甲型JVを補償する場合…

工事全体が補償対象となるため、甲型JV(共同施工方式)への補償をご検討の場合は甲型JVスポット契約方式でのご加入をおすすめします。

\*新労災(傷害プラン)補償制度は甲型JVスポット契約方式はできません。

#### 甲型JVスポット契約方式の注意点

第三者賠償補償制度の甲型JVスポット契約において、仕事の終了後(引き渡し後※)に関する補償(生産物特約関連で補償する賠償事故)は実質的に補償対象外となりますのでご注意ください。

労災互助会の第三者賠償補償制度は保険期間中に発生した賠償事故を補償の対象とします(事故発生ベース)。また商品にパッケージ化されている生産物特約関連の補償は引き渡し後の賠償事故を補償対象とするものです。しかしながら、甲型JVスポット契約の保険期間は、その事業が完了する翌月1日午後4時までとなります(ただし完了日が1日の場合は、終期日は同日となります)。そのため甲型JVスポット契約においては、生産物特約関連の補償は多くの場合が補償対象外となります。

あわせて「ワイド補償特約」の(1)生産物自体・仕事の目的物自体の補償、(4)物理的損壊を伴わない財物の使用不能損害の補償における引き渡し後の賠償事故多くの場合が補償対象外となりますので、甲型JVスポット契約におけるワイド補償特約加入時には十分ご理解のうえ、ご加入ください。

(パッケージ商品であるため、お見積書・加入申込書・加入証明書には、生産物特約関連の保険金額等が記載されますが、上記のとおりとなりますのでご注意ください。)

\*引き渡しを要しない場合はその工事が完了したときとなります。



# 建設業許可29業種に対応する補償制度早見表

建設工事の種類	建設業の種類	内 容	例 示	労災上積み 第三者賠償	建築・土木 ・組立工事
土木一式工事	土木一式工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)		その他の建設事業	土木
建築一式工事	建築一式工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事		建築事業	建築
大工工事	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を建築し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事	建築事業	建築
左官工事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスチック、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事	建築事業	建築
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工・コンクリート工事業	イ)足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物のクレーン等による運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事	イ)とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事	その他の建設事業	土木
		ロ)くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事	ロ)くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事		
		ハ)土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事	ハ)土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事		
		二)コンクリートにより工作物を建築する工事	二)コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事		
		ホ)その他基礎的ないし準備的工事	ホ)地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮継切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はり工事、切断穿孔工事、アンカーアンカー工事、あと施工アンカーアンカー工事、潜水工事		
		石材(石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。)の加工又は積方ににより工作物を建築し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事	建築事業	組立
石工事	石工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事	建築事業	建築
電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事	建築事業	組立
管工事	管工事業	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事	労災上積みの場合 ↓ 建築事業 第三者賠償の場合 ↓ その他の建設事業	組立
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を建築し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事		
鋼構造物工事	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を建築する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事	建築事業	組立
鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事	建築事業	組立
舗装工事	舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事	建築事業	土木

建設工事の種類	建設業の種類	内 容	例 示	労災上積み 第三者賠償	建築・土木 ・組立工事
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事	その他の建設事業	土木
板金工事	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製等の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事	建築事業	建築
ガラス工事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付けする工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事	建築事業	組立
塗装工事	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事	建築事業	建築
防水工事	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事	建築事業	建築
内装仕上工事	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事	建築事業	建築
機械器具設置工事	機械器具設置工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事	その他の建設事業	組立
熱絶縁工事	熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事	建築事業	組立
電気通信工事	電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、ネットワーク設備、情報設備、放送機械設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、TV電波障害防除設備工事	建築事業	組立
造園工事	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を建築し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事	その他の建設事業	土木
さく井工事	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸建築工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事	その他の建設事業	土木
建具工事	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事	建築事業	建築
水道施設工事	水道施設工事業	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を建築する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事	その他の建設事業	組立
消防施設工事	消防施設工事業	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事	建築事業	組立
清掃施設工事	清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事	建築事業	組立
解体工事*	解体工事業	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事	その他の建設事業	

新労災(傷害プラン)補償制度は、政府労災保険の「事業の種類の番号(31~38)」によるリスク区分となります。

\*【ご注意】解体工事が専門、または主業である場合は労災互助会補償制度ではお引受けできません。



